

改正電子帳簿保存法対応セミナー

電子帳簿保存法は令和3年度税制改正において大幅な要件緩和がなされた一方、「電子取引に係る電子データ保存」が義務化されています。この電子データ保存については令和4年度税制改正において2年間の宥恕措置が設けられましたが、無条件に猶予が認められるわけではなく、業務の見直しが必要になることも踏まえて早急に準備を進めておく必要があります。このセミナーでは、改正電子帳簿保存法についての概要から対応方法まで分かりやすく解説いたします。ぜひこの機会にご参加ください。

内容

1. 電子帳簿保存法の概要
2. 電子帳簿保存法の要件について
3. 税制改正のポイント
4. 実務上のポイント



講師プロフィール

塩野貴之税理士事務所 代表

S Tコンサルティング合同会社 代表

塩野 貴之 (しおの たかゆき) 氏

上智大学卒業後、旭硝子(現・AGC)株式会社と中堅商社の経理部門において決算早期化・子会社管理・上場準備・原価計算・管理部門の仕組み作り・M&A業務等の各種業務に従事。独立後は20年以上の上場企業勤務の経験を活かし、業務改善を通じて顧問先の業績向上をサポートするなど、中小企業のお金を守り社長を支える「社外参謀」として活動中。難しい専門用語をできるだけ使わず、相手の立場に立った分かりやすい説明には定評があり、現在の顧問先は個人事業主から上場企業まで多岐にわたっている。



日時 令和5年 **2月14日(火)** **14:00~16:00**

会場 綾部市 I・Tビル 2階ホール (綾部市西町1丁目)

受講料 **無料** (会員・非会員問わず)

定員 **30名** (申し込み先着)

主催 舞鶴・綾部地域
ビジネスサポートセンター
(綾部商工会議所・舞鶴商工会議所)

お申込方法

必要事項をご記入の上、綾部商工会議所宛に **FAX、メール(soudan@ayabe-cci.jp)** 又は左記 QR コードから **申込フォーム**にてお申し込みください。



“創業”のことなら、まず「商工会議所」へ!!!

(切り取らずにそのまま FAX にて送信してください)

綾部商工会議所 行 『改正電子帳簿保存法対応セミナー』 参加申込書		FAX:0773-42-2777	
事業所名			
事業所住所			
電話番号	加入団体 (いずれかに○)	綾部商工会議所 舞鶴商工会議所 非会員	
メールアドレス			
参加者名	参加者名		

※申込書にご記入頂きました個人情報、適切な管理を図り、本講演会に関する連絡と今後のセミナー運営の目的にのみ使用いたします。

※会場にお越しの際は事前の検温、マスクの着用、会場での手指消毒にご協力ください。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、変更・中止となる場合があります。

※本事業は、京都府小規模事業経営支援事業費補助金を活用しています。(中小企業応援センターサテライト事業)

【お問合せ】綾部商工会議所 中小企業相談課 TEL: 0773-42-0701